

## 政府税制調査会海外調査報告（アメリカ、カナダ）

### 1. 日程等

#### (1) 日程

平成 28 年 3 月 27 日（日）～4 月 2 日（土）

#### (2) 出張者

中里 実 会長  
佐藤 主光 委員

#### (3) 随行者

岩崎 浩太郎 財務省主税局調査課課長補佐  
小谷 知也 総務省自治税務局市町村税課住民税企画専門官  
小沢 百々子 財務省主税局調査課外国調査第二係長

#### (4) 訪問先

[アメリカ] 財務省、労働省、内国歳入庁、合同租税委員会、議会スタッフ、デロイト  
[カナダ] 財務省、歳入庁、議会予算局、カンファレンス・ボード・オブ・カナダ

### 2. 調査概要

以下は、今回の調査において、

- (1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題
- (2) 所得税改革（諸控除の見直し）
- (3) 所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方）
- (4) 国際課税（BEPS）

について聴取した内容を、概要としてまとめたものである。

#### (1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題

今回の政府税調の海外出張では、調査国において、過去に個人所得課税改革を含む包括的な税制改革が実施された際の経済・社会的背景、政府の政策体系全体における税制の位置づけ（社会保障制度改革をはじめとする諸制度の見直しとの関係）等を踏まえ、各国においてそうした税制改革がどのような経済・社会の下で行われたかを明らかにするとともに、その後の経済社会の構造変化により、現在調査国が直面している課題について聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

## 【アメリカ】

### ＜アメリカの租税体系及び社会保障制度の概要（計数は2012年現在）＞

- ・ 国民負担率は31.1%であり、主要国（日、米、英、独、仏）の中では最も低い。
- ・ 租税負担率（23.7%）は主要国の中では日本に次いで低く、社会保障負担率は7.4%で最も低い。
- ・ 租税負担率の構成内訳をみると、個人所得課税の負担が最も高く（11.5%）、次いで消費課税（5.5%）、資産課税等（3.6%）、法人所得課税（3.1%）の順である。日本の生活保護制度のような、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない。
- ・ アメリカの公的年金の財源は社会保障税という名目で調達され、一定の所得を限度として労使折半で負担される。国民全員の最低限の老後所得を保障するためのものであり、給付は支払った社会保障税額によって決まるが、受給中に一定以上の所得を有する者は年金が減額される。一方で公的医療保険（メディケア・パートA）の対象者は、高齢者、障害者等に限定されており、広く国民一般をカバーする制度が存在しない。

### ＜経済社会の構造変化を踏まえた税制改革＞

- ・ レーガン政権下の81年改革の結果、「双子の赤字」と呼ばれる財政赤字・経常赤字が拡大するとともに、各種優遇措置の増大により税制が複雑かつ不公平になっており、経済成長にも悪影響を及ぼすことが問題視されていたことから、中長期的な経済成長に焦点を当てて税収中立の下で86年改革を行った。
- ・ 86年改革では、「公平・簡素及び経済成長のための税制改革」が掲げられ、所得税関連では最高税率の引下げ（50%→28%）を含めた税率構造の大幅な累進緩和（14段階→2段階）や一部控除項目の廃止（共働き控除の廃止等）、人的控除（所得控除）の逡減・消失化等が行われた。
- ・ 法人税関連では、税率構造の累進性緩和・簡素化（15%～46%の5段階→15%、24%、34%の3段階）をするとともに、減価償却期間の見直しやキャピタルゲインに係る税率の軽減措置廃止、代替ミニマム税の導入等による課税ベースの拡大が行われた。
- ・ オバマ現民主党政権は、中間層の支援や富裕層への課税強化、学生の貧困対策、子供の教育機会の提供等を現在の主要な課題としている一方、共和党は、経済成長促進策の一環として法人税・所得税の引下げを現在の主要な課題としている。

### （包括的税制改革）

- アメリカの経済・社会構造については、大統領が強い権限を有する一方で州政府の独立性も高い連邦制国家である点や、人種が多様な国であることから生じる移民政策や人種間での所得格差といった問題を構造的に抱えている。経済社会の構造変化を踏まえて包括的な税制改革が行われるというよりは、政党によって税制に対するスタンスが大きく異なるため、政治状況を背景とした税制改革が行われやすい傾向にあり、特に大統領選が行われる年は、人々

の支持を得るため、税法を含む抜本的な法改正が謳われる傾向にある。86年改革は、中長期的な経済成長に焦点を当てて税収中立かつ包括的な税制改革を行った代表的なものであり、企業の設備投資の拡大や産業構造の転換が促進され、高所得の個人事業主への減税は雇用拡大と賃金増加を通じて低所得の労働者へ分配されたとされている。

#### (現在の課題)

- 給付付き税額控除については、アメリカでは、勤労所得税額控除と児童税額控除がある。勤労所得税額控除は勤労を前提に所得に応じた給付を行うことで、低所得者の負担（社会保障税の逆進性）を緩和するため、1970年代に導入された。また、児童税額控除は、子供のいる家庭に対して経済的支援を行うとの目的で、1997年に立法された。対象を限定した給付措置としては、児童を養育する家庭が対象の貧困家庭一時扶助制度や、補助的栄養支援プログラム（旧フードスタンプ）、住宅に係る補助金等のセーフティネットが存在しているが、勤労所得税額控除と児童税額控除はどちらも、低中所得者に対する包括的な公的扶助制度の代わりとして存在している。なお、アメリカでは、福祉当局にアクセスすることに対するスティグマがあり、人々が福祉給付よりも減税を好む傾向にあることから、税務当局が税制によって低所得者対策を行ってきた。
- 勤労所得税額控除及び児童税額控除については、適用要件が複雑なため控除対象に該当するかどうかを納税者が判断することが困難であることや、確定申告時期から給付時期までの間に十分な時間がなく、当局が所得情報等を確認していないことから、過誤支給や不正受給が多いことが課題となっている。過誤支給や不正受給の割合は、行政コストとトレードオフの関係にあると考えており、例えば、勤労所得税額控除の場合、過誤支給や不正受給の割合が高い一方、審査に係る行政コストが控除額の1%未満と低い。他方、他の給付措置の場合、審査に係る行政コストが給付額全体の20%程度と高い一方、過誤支給や不正受給の割合が低くなっている。
- 2011年から2021年にかけて、ベビーブーマー世代が大量退職期に入ることもあり、社会保障費の増大が問題となっている。現在の年金の支給開始年齢は66歳であり、2027年までに67歳に引き上げられる予定。

#### (その他)

- アメリカの税制は、連邦レベルでの付加価値税が存在せず、所得課税中心の課税体系であり、連邦ベースで見ると直接税が全税収に占める割合が日本と比較して非常に高い。
- 本年の大統領選については、各党の大統領指名候補者がおおむね定まってきた状況にある。共和党のトランプ候補は経済成長促進策の一環として法人税・所得税の引下げを主張しており、所得税は0%~25%の4段階、法人税は最高税率を15%に引き下げるとしている一方、民主党のヒラリー候補は富裕層への課税強化として、バフェット・ルール（年収100万ドル超の収入がある者に対して30%のミニマム税を課す制度）の導入や高額所得に対する付

加税の導入を主張している。

- アメリカでは、日本の社会保障制度と異なり、広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しなかったことから、現在、オバマケアを実施しているが、共和党はオバマケアの廃止を主張しており、先行きは不透明。
- アメリカにおいては寄附が一般的に行われている。寄附に関する税制については寄附金控除が存在するが、寄附金控除は項目別控除を選択する高所得者層しか使えない。それにも関わらず広く寄附が行われていることから、アメリカにおいて寄附が一般的である傾向は、税制とは無関係と考えられる。
- 「法人成り」の問題については、法人税と個人事業主の課税のバランスを取るために S 法人が導入されている。これは一定の要件を満たす小規模事業者に対して構成員課税を認めるもの。S 法人制度は、単なる法的な組織形態の選択によって生じる税負担の相違を緩和し、税制が経済に歪みを生じさせることを防ぐための規定であり、S 法人の大部分の経済的実態は個人事業と異ならない。

## 【カナダ】

### <カナダの租税体系及び社会保障制度の概要（計数は 2012 年現在）>

- ・ 国民負担率は 42.8% であり、主要国（日、米、英、独、仏）と比較すると、中位の水準。
- ・ 租税負担率（36.3%）は主要国と比較すると仏に次いで高いが、社会保障負担率は 6.5% で低い水準。
- ・ 租税負担率の構成内訳をみると、個人所得課税の負担が最も高く（16.1%）、次いで消費課税（10.5%）、資産課税等（5.5%）、法人所得課税（4.2%）の順である。カナダの社会保障制度は、原則州政府の所管であり、連邦政府による統一的な運用は行われていない。
- ・ カナダの公的年金は税方式の老齢保障プログラム（OAS）と社会保険方式のカナダ年金プラン（CPP）がある。OAS は税方式のため保険料が存在せず、給付額は原則定額であるが、低所得者は上乘せされ、高所得者は減額される。CPP の保険料については、一定範囲内の給与に比例する額を労使折半で納付し、給付額は支払った保険料によって決まる。OAS が最低限の生活を確保するもの、CPP が生活の安定を図るものとされている。公的医療保険（メディケア）の対象者は、全国民と広いものとなっており、コアとされる医療については税財源で患者の自己負担が発生しない仕組みとなっている。

### <経済社会の構造変化を踏まえた税制改革>

- ・ アメリカの 86 年改革に影響を受けたこと、垂直的公平や水平的公平等を目標とし

たカーター委員会報告の理念に近づこうとしていたこともあり、87年にカナダは税制改革を行うこととし、「より低税率でより公平な税制」を提案。

- ・ 所得税改革においては、最高税率の引下げ（34%→29%）を含めた税率構造の大幅な累進緩和（10段階→3段階）やキャピタルゲインの課税割合の拡大（50%→67%）、所得控除方式であった人的控除等の税額控除化（最低税率からの所得控除と類似の効果）、特定の所得を有する者しか使用できない控除制度を廃止すること（例：利子・配当所得控除の廃止）等により、垂直的・水平的な公平性が向上した。
- ・ 法人税関連では、基本税率を36%から28%に引き下げるとともに、税務上控除可能な減価償却費の引下げやキャピタルゲイン課税の強化、交際費課税の強化が行われた。
- ・ 87年改革以降、カナダでは大規模な税制改正は行われておらず、2015年に保守党から自由党に政権交代。ハーパー前保守党政権の下で、スポーツや芸術等の利益団体を優遇する税制措置が多数導入されたが、トルドー現自由党政権は、これを富裕層優遇であると批判し、富裕層への課税強化、中間層の負担軽減を行う方針が示されている。

#### （包括的税制改革）

- カナダにおいては、より安定的な税収確保を行う必要に迫られたこと、アメリカの自由貿易がカナダの産業にとってプレッシャーとなったこともあり、87年に包括的な税制改革を行うこととし、「より低税率でより公平な税制」を提案。改革のステージ1として所得税・法人税改革、ステージ2として連邦付加価値税（GST）の導入が提案された。所得税改革の結果、経済的不平等は一定程度是正され、所得再分配機能は強化されたほか、租税特別措置の縮減・廃止等に伴い、水平的公平性も高まったとされている。

#### （現在の課題）

- 87年改革以降、経済社会の構造の変化を踏まえた大規模な税制改正は行われてこなかった。現在、カナダが抱える経済社会の構造に関する課題は、①ハーパー前保守党政権の下で、個人所得税におけるスポーツや芸術に対しての税額控除等、利益団体を優遇する税制措置が多数導入されたこと、②連邦制の下で、州同士がビジネスを呼び込む競争を行っていることである。2015年10月の総選挙でハーパー保守党からトルドー自由党に政権が交代したが、トルドー現自由党政権はハーパー前保守党政権の行った改革は富裕層優遇であると批判し、中間層に恩恵を及ぼすために上位1%の富裕層に負担を求める税制改正（個人所得税の最高税率の29%から33%への引上げ等）を提案しており、現在審議がされている。
- 低所得者への対策に関し、カナダでは連邦憲法により社会保障制度は州政府の所管とされており、公的扶助の実施は州ごとに行われている。一方で、連邦政府では税制面における低所得者への対策として、勤労所得手当（給付付き税額控除）による所得へのサポートが行われている。勤労所得手当は、生活保護を受けている低所得者が、就労の際に給付の減少等によりかえって手取り収入が減少する問題を解決し、就労インセンティブを促進するために、

2007年に導入された。

- 付加価値税の低所得者対策として、所得税法の枠組の中で、GST クレジット（給付措置）を導入しているが、これは91年に製造者売上税からGSTへ移行する際に、課税ベースの拡大とセットで導入したものである。カナダにおいて、GST クレジットの不正受給は大きな問題とはなっていないが、その理由の一つに、確定申告時期と給付時期との間に所得情報等を当局が確認するための十分な時間を確保できることが挙げられる。

（その他）

- 「法人成り」の問題については、カナダでは個人事業主等が法人となった場合、小規模法人税（税率11%）を利用できないPersonal Service Business（PSB）という形態として扱われるが、PSBは個人所得税の最高税率が課される。法人税と配当課税を合わせた税率と個人所得税の税率は変わらないため、日本の「法人成り」のようなメリットは生じない。

## （2）所得税改革（諸控除の見直し）

わが国では、年功序列により収入が勤続年数に応じて増加することが一般的であったため、1990年代には所得分布の状況が諸外国に比してはるかに平準化していたが、現在では、非正規雇用の増加等により所得格差が拡大し、所得再分配機能の重要性が高まっている。政府による所得再分配政策には、手当や現物給付のような歳出面の措置も含めて様々な手法があることから、調査国において、税制面でどのような取組を行うことが適切と考えているか、その考え方を聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

### 【アメリカ】

#### <所得控除の逡減・消失化の概要>

- ・ アメリカでは、日本と同様に所得控除方式の人的控除が存在するが、所得が一定金額を超える場合、人的控除の額が逡減・消失する人的控除の逡減・消失化を86年改革で行った。2001年以降段階的に縮減され、2010年に一旦廃止された後、2013年から復活している。
- ・ 86年改革では「公平、簡素、経済成長のための税制改革」を掲げており、税率の累進構造を強化しにくいという政治的な状況の下、86年以前の14段階の税率構造と大きな差異を出さずに税率構造を2段階に簡素化するため、税率の累進構造を緩和しつつ高所得者には一定の負担を求めるために設けられたものである。

- アメリカの所得税においては、人的控除（所得控除）の逡減・消失化を86年改革で行った。86年改革では「公平、簡素、経済成長のための税制改革」を掲げており、86年以前の14段階の税率構造と大きな差異を出さずに税率構造を2段階に簡素化するため、税率の累進構造

を緩和しつつ高所得者には一定の負担を求めるために設けられたものである。

- 86年改革当時は、一般論として、所得控除は担税力の減殺に対応するもの、税額控除はインセンティブを付与するものとして理論的にその役割が異なるとの考え方があったが、当時から、所得控除である寄附金控除が存在するなど、必ずしも担税力の減殺として説明できない所得控除も存在した。
- 現在では、こうした理論的な区別はあまり考えられておらず、低所得者であっても高所得者であっても税負担に与える影響が同額となる税額控除を、公平性及び税負担の累進性の確保の観点から活用すべきとの考え方になっている。
- 逡減・消失型所得控除は86年改革で導入され、15年に渡り継続した。ブッシュ共和党政権の際、逡減・消失型所得控除は税制を複雑化しているとされ、2001年経済成長・減税調整法で段階的な縮減が行われ、2010年に一旦廃止となった。その後、オバマ民主党政権による時限措置の不延長により、2013年から逡減・消失型所得控除が復活している。
- 1977年から1986年において所得控除（概算控除）に代えて、税率構造にゼロ税率ブラケットを導入していた時期があった。ゼロ税率ブラケット（ZBA：Zero Bracket Amount）は所得再分配効果の向上を目的としたものではなく、「税制の簡素化」を図る目的で導入されたものである。具体的には、ゼロ税率ブラケットを創設した上で、既存の各税率のブラケットをゼロ税率ブラケットの額の分だけ、増加（スライド）させたものであり、所得控除の効果を代替するものであった。

## 【カナダ】

### ＜所得控除の税額控除化の概要＞

- ・ カナダの人的控除は、87年改革において所得控除方式から税額控除方式に変更。
- ・ 具体的には、所得控除からの移行前後で低中所得者層の税負担が増加しないよう「税額控除の対象となる所得金額」が設定され、この額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。この結果、限界税率が最低税率よりも高い者にとっては税負担が大きくなることとなった。

- カナダにおいては、所得控除について、「累進課税の下では高額所得者に有利な制度となる」との批判があったため、人的控除（所得控除）の税額控除化を87年改革で行った。ただし、所得に係る必要経費については、税額控除化されず、所得計算上の控除のまま維持された。
- カナダの人的控除は、1987年の導入時に、所得控除から税額控除への移行前後で低中所得者層の税負担が増加しないよう「税額控除の対象となる所得金額」が設定され、この額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。このような制度変更によって、垂直的公平性が高まり、所得再分配効果が向上した。また、人的控除の税額控除化については現在においても適切に機能しており、これまでのところ改正すべきとの議論にはなっていない。

### (3) 所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方）

わが国では、国民の老後所得保障において公的年金が大きな役割を果たしてきたが、少子化・高齢化の進展により、その給付水準は中長期的に調整されていくことが見込まれている。また、これまで公的年金を補完することが期待されていた企業年金も、企業業績の悪化や運用環境の低迷により加入者が減少傾向にある。そうした中で、老後の生活に備えるための個人の自助努力が重要となってきたところ、調査国において、このような自助努力に対する税制面における支援のあり方（個人年金への非課税拠出や投資・貯蓄優遇税制）等についての考え方を聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

#### 1. 私的年金等について

##### 【アメリカ】

###### <個人年金の概要>

- ・ アメリカにおいては、公的年金（OASDI）のみでは支給額が十分でないことから、従来より私的年金への加入が比較的多く、個人年金（IRA）の加入割合は近年 35% 程度で推移。
- ・ 個人年金（IRA）として、アメリカには Traditional IRA（EET 型）や Roth IRA（TEE 型）が存在し、それぞれ所得制限や早期引出制限等の要件の下で運用されているが、高額所得者を優遇しているとの批判を受け、2015 年 11 月、低所得者でも利用可能なように、連邦債のみの運用を行うタイプの Roth IRA である、myRA を導入。
- ・ 企業年金（401k）に加入していた被用者は、離職や転職をする際に、401k に積み立てた年金資産を IRA へ移管（ロールオーバー）することが可能。

- アメリカの老後所得保障制度は、大きく①公的年金（OASDI）、②企業年金（401k）、③個人年金（IRA）の3つで構成されている（三本脚の椅子、three-legged stool）。①公的年金は、退職した労働者とその扶養家族のために、基本的なサポートを提供する所得保障制度である。②企業年金は、公的年金に上乘せされるものとして、従来より存在。③個人年金は、企業年金による保障のない労働者に対しても、退職後の所得保障のために給与の一部を課税繰延で貯蓄する機会を提供する目的で1974年に創設された。
- 401k や IRA のメインターゲットは、十分な退職資産形成が進んでいない個人である。401k や IRA の非課税拠出限度額については、2000 年代以降、50 歳以上の加入者に認められるキャッチアップ拠出（拠出限度額の加算）の導入や、401k における従業員拠出枠の引上げなどにより、大幅に引き上げられてきているが、これは公的年金のみでは老後の生活を支えるのに十分でないことから、個人の自助努力による資産形成を促進する目的で行われてきている。また、401k に加入していた被用者は、離職や転職をする際に、401k に積み立てた年金資産を IRA へ移管（ロールオーバー）することが可能となっている。

- 401k に積み立てた年金資産は、被用者の退職を事由として、早期引出に係る 10% のペナルティタックスを納付することなく積立資産を引き出すこともできる。そのため、退職した際に早期引出を行い、この資金を元手に住宅取得等を行った後に再就職すれば、ペナルティタックスの課税を回避しつつ、運用益への課税の繰延べのメリットを享受することができる上、銀行借入を返済することで支払利子を圧縮することも可能となる。そういったことは高所得者ほどメリットが大きいことから、高所得者優遇になっているとして問題視されている。
- 他方で 401k や IRA は、貯蓄を行う余裕のない低所得者層には税制優遇の恩恵が十分に及ばないことが、かねてから問題視されていたことから、これまでに個人年金を利用したことがなく、元本割れする不安を抱える低所得者でも利用可能なように、連邦債のみで運用を行い、一定額で Roth IRA にロールオーバーする個人年金 (myRA) を 2015 年末より導入。その効果については、導入後間もないため現在検証しているところである。
- TEE 型の Roth IRA は、現在収入の低い者が将来収入が上がることを期待して、将来的に高い税率ブラケットが適用されることを避けるために利用される。TEE 型、EET 型の両制度が併存している主な理由は、年金貯蓄に対していつの時点の税率がかかるかについて、上記の様に納税者がリスクヘッジすることができるようにするためであり、どちらを利用するかは納税者の便宜で選択可能である。
- 401k は主に大企業向けのプランであり、401k を利用している中小企業は少ない。中小企業にとっては年金制度を設立・維持する経費の負担が大きく、大企業と比較してより各種の年金制度・退職制度・従業員給付制度に問題を抱えているという分析もある。この問題に対しては、相互に関連のない複数の企業が共同で年金制度等を提供する複数雇用主制度の利用を進めていくことが考えられる。
- 税務当局においては、401k で要求される年次の申告により、加入者や給与等の情報収集を行うほか、労働省等と情報交換を行っている。また、年金プランを提供する際に当局に提出された書類内容に問題があった場合に制度を修正させるプログラムを一般的に行っている。更に、当該年金プランに税務上の恩恵を受けるための要件を満たさないような重大な誤りが見つかった場合でも、自らこれを是正すれば、プランの瑕疵を治癒することができる。

## 【カナダ】

### ＜個人年金の概要＞

- ・ カナダの公的年金制度は税方式の老齢保障プログラム (OAS)、社会保険方式のカナダ年金プラン (CPP) があるが、CPP はもともと私的年金を補完するものとして発足したこともあり、公的年金の水準は低い。
- ・ 個人年金 (RRSP) に加え、2009 年に個人貯蓄勘定 (非課税貯蓄口座 : TFSA) を導入しており、その普及が進んできている。

- カナダの老後所得保障制度は、大きく①税方式の公的年金である OAS、②社会保険方式の公

的年金である CPP、③企業年金（RPP）及び個人年金（RRSP）の 3 本柱となっている。公的年金は、OAS が最低限の生活を確保するもの、CPP が生活の安定を図るもの、企業年金・個人年金は個人の自助努力による資産形成を促進することで老後の生活を経済的に充実させるものといった役割をそれぞれ担っている。

- RRSP においては、1991 年の所得税法改正により、①RPP と RRSP の拠出限度額を統合する、②使い残した拠出枠の繰越（無期限）を認める、③拠出限度額を物価水準に応じてスライドさせる、といった変更が実施された。この背景には、働き方（自営業者と被用者）や年金プラン（確定給付（DB）型と確定拠出（DC）型）によって、税制優遇措置に差があったこと等があげられる。
- 2009 年には、貯蓄を促進する目的で、TEE 型の個人貯蓄勘定（非課税貯蓄口座：TFSA）が導入されて以降、利用者は順調に増加しており、2013 年の利用者は約 1,071 万人。
- RPP や RRSP は十分な退職所得を求める中高所得者層をメインターゲットとして想定している。これらの非課税拠出限度額の水準は、退職後に退職前所得の 70%に相当する所得があれば十分な生活を維持できるとの考えに基づき設定されている。
- RRSP や TFSA の拠出枠を使い切れるのは高所得者層だけであることや、TFSA を例にとると限界税率の高い高所得者層ほど給付時非課税による税負担軽減効果が大きいこと等から、高所得者層優遇との指摘がなされている。このような指摘を受け、2015 年に発足したトルドー自由党政権の下で、TFSA の年間拠出限度額の縮減（10,000 カナダドル→5,500 カナダドル）が提案されている。また、RRSP は 71 歳までに全て引き出す必要があり、これにより課税を永久に先送りすることに制限を課している。
- 税務当局である歳入庁は、RPP については、年金制度管理者の自己開示や当局による検査によって拠出の適正性を確認する。歳入庁は超過拠出が見つかった RPP の登録を無効とすることができるが、実際にはほとんど行わず、超過拠出分を拠出者に返還するのみである。RRSP については、歳入庁は超過拠出分に対して毎月 1%のペナルティタックスをかけることができるが、この税を撤回する権限も歳入庁には与えられている。拠出者が超過拠出分を引き出すことに同意した場合、歳入庁はこの税を撤回することが多い。
- TFSA については、すべての取引は電子的に行われ、また、拠出者は歳入庁に年次で取引の情報を提供するため、歳入庁はコンピューターシステム上で拠出の適正性を確認する。歳入庁は超過拠出分に対して毎月 1%のペナルティタックスをかけることができる。

## 2. 金融所得について

### 【カナダ】

#### ＜金融所得の概要＞

- ・ カナダにおいては、金融所得にも総合課税・累進税率が適用されているが、実際には、EET型の個人年金（RRSP）に加えてTEE型の個人貯蓄勘定（TFSA）があり、そうした税制優遇が大きいいため、実質的に金融所得に係る税負担が軽減されている。

- カナダにおいては、利子・配当・株式譲渡益といった金融所得に対しても総合課税（累進税率15%～29%）が行われる。なお、キャピタルゲインについては、その額の50%のみを課税所得に算入する（実質的に税率は2分の1）。
- カナダにおいては、金融所得にも総合課税・累進税率が適用されているが、実際には、（金融所得が生じてもそれを拠出すれば非課税となる）EET型の個人年金（RRSP）に加えて、TEE型の個人貯蓄勘定（TFSA）があり、こうした税制優遇が大きいため、実質的に金融所得に係る税負担が軽減されている。ただし、2015年に発足したトルドー自由党政権の下で、TFSAの年間拠出限度額の縮減（10,000カナダドル→5,500カナダドル）が提案されている。

## （4）国際課税（BEPS）

BEPSプロジェクトについては、最終報告書が取りまとめられ、今後は、各国が同報告書で示された勧告の趣旨を踏まえ、国内法制手続を進めていくことが重要となる。日本でも、各行動のプライオリティ、税制改正の要否等を検討する予定であるところ、調査国の検討状況を聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

### 1. 全般

#### 【アメリカ】

- OECD/G20によるBEPSプロジェクトについては、多国籍企業グループによるBEPSに対して参加国が協調して対応するものであり、取組は評価できるが、一方で議論の長引くある種の対立論点については、必ずしもコンセンサスを得る必要があるかどうかは考える必要があるのではないかと。

#### 【カナダ】

- BEPSプロジェクトの勧告における、カナダの対応については、本年3月22日の2016年度予算案（Budget）において、以下の方針を公表した。①大規模多国籍企業に、国別報告書を提出させることにより、移転価格の文書化の促進を図るための新しい法案の提示。②見直された多国籍企業の移転価格ガイドラインの適用。③多国間枠組を発展させるための国際的な取

組への参加。④他の租税管轄圏との自動的情報交換への着手。

## 2. 行動3（効果的な外国子会社合算税制（CFC税制）のデザイン）、行動4（利子損金算入等による税源浸食の制限）

### 【アメリカ】

- 行動3（効果的な外国子会社合算税制（CFC税制）のデザイン）及び行動4（利子損金算入等による税源浸食の制限）に関連しては、ミニмум・タックス<sup>（注1）</sup>やEarning Stripping Rule<sup>（注2）</sup>の強化が大統領予算教書のGreen Book（財務省により公表される歳入関連提案）に引き続き掲載されている。しかし、本年は大統領選挙の年であり、大きな税制改正は難しい。なお超過利潤アプローチ<sup>（注3）</sup>については、ライアン前下院歳入委員長が通常収益の利率が非常に高い超過収益モデルを提案している。

（注1）ミニмум・タックスとは、外国子会社等が稼得した国外所得に対して、米国内に還流されるか否かを問わず課税する制度。

（注2）Earning Stripping Ruleとは、関連者等からの借入に係る支払利子が調整所得の一定割合を超える場合、この超過支払利子を損金不算入とする制度。

（注3）超過利潤アプローチとは、外国子会社合算税制の対象所得を定義する手法の一つで、軽課税国にある外国子会社の所得のうち、通常所得を超える部分を超過利潤として合算対象の所得とするもの。

- 全世界課税からの移行については、共和党は属地主義課税のアプローチに関心を示している一方、政府内においてはミニмум・タックスの導入が検討されている。

## 3. 行動8-10（移転価格（TP）ガイドライン）

### 【カナダ】

- 移転価格ガイドラインについては、①低付加価値サービスに関する簡素化アプローチの提案と、②（「キャッシュボックス」と呼ばれる）資金提供のみ行う機能がほとんどない事業体に関するリスクフリーの利益率や適切なリスクの利益率の定義の明確化、という2つの分野において、歳入庁はまだ行政上の慣行を移転価格ガイドラインに適合したものにしていない。カナダは、OECDにおける見直し作業が終わった後、上記の2つの分野における見直しに取り組むことに決めている。

## 4. 行動12（義務的開示制度）

### 【アメリカ】

- アメリカでは、租税回避・租税濫用の可能性がある取引を特定するツールとして、「報告義務のある取引（reportable transactions）」の開示制度が存在。潜在的に租税回避の可能性がある取引（内国歳入庁及び財務省が濫用的租税回避または脱税の可能性ありとの認識を持っているものの、それを断定するための情報が十分でない取引）として、内国歳入庁が告示しているもの等について、納税者のほか、material adviser（報告義務のある取引等に関して、重要な支援等を提供する者で、一定額以上の収入を得ている者）にも報告義務が課せられる。報告過多の状況になっているほか、報告様式も自由であるために、課題も指摘されて

いるが、租税回避の抑制に一定の効果をあげていると考えている。

## 5. 行動 13 (移転価格文書化)

### 【カナダ】

- カナダは 2016 年度予算案において、BEPS プロジェクトの勧告に沿って国別報告書の提出に関する提示を行った。この施策は、グループの総収入が年間 7 億 5,000 万ユーロ（約 10 億カナダドル）以上の多国籍企業にのみ適用される。そのような多国籍企業の最終的な親会社がカナダ国内法人である場合、歳入庁に国別報告書を提出することが求められる。国別報告書の交換は 2018 年 6 月から開始する。

## 6. 行動 15 (多数国間協定の策定)

### 【カナダ】

- 2016 年度予算案において、政府は租税条約の濫用に関する OECD における合意に沿った対応をするとのコミットメントを確認した。最近、カナダは条約特典制限条項を採用した条約や、限定的主要目的テストを採用した条約を結んでいる。カナダは、多数国間協定の策定のための国際的な取組に積極的に参加しており、これにより、租税条約の濫用を含む、条約に関連した BEPS プロジェクトの勧告の実行を進めていく予定。

### 3. 聴取内容等

以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。参考までに【】書きで訪問先を記している。

**アメリカ**【財務省、内国歳入庁、合同租税委員会、議会スタッフ、労働省、デロイト】

#### (1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題【財務省、内国歳入庁、合同租税委員会、議会スタッフ、デロイト】

(包括的税制改革)

【合同租税委員会】

○付加価値税導入等の議論も含め、国民にとって増税となるような包括的な税制改革を行うには、大統領に強い意志が必要。共和党は税率引下げを主張しており、特にデイビッド・キャンプ元下院歳入委員長が、1986年税制改革当時の低い税率に戻し、所得税の課税ベース拡大と高所得者の税率引下げを行うことを提案している点に注意を払う必要がある。

【議会スタッフ】

○アメリカの経済・社会構造においては、大統領が強い権限を有する一方で州政府の独立性も高い連邦制国家である点や、人種が多様な国であることから生じる移民政策や人種間での所得格差といった問題を構造的に抱えている。経済社会の構造変化を踏まえて包括的な税制改革が行われるというよりは、政党によって税制に対するスタンスが大きく異なるため、政治状況を背景とした税制改革が行われやすい傾向にあり、特に大統領選が行われる年は、人々の支持を得るため、税法を含む抜本的な法改正が謳われる傾向にある。86年改革は、中長期的な経済成長に焦点を当てて税収中立かつ包括的な税制改革を行った代表的なものであり、企業の設備投資の拡大や産業構造の転換が促進され、高所得の個人事業主への減税は雇用拡大と賃金増加を通じて低所得の労働者へ分配されたとされている。

(現在の課題)

【財務省】

○勤労所得税額控除(EITC)は1970年代半ばに社会保障税の負担を相殺する目的で導入された。勤労を前提に所得に応じた給付を行うことで、低所得者の負担(社会保障税の逆進性)の緩和を行い、以後当該制度の拡充により就労インセンティブを高めながら低所得者対策を行ってきたところである。中間層の賃金を増やす手段として扱われているが、エコノミストはより低所得者に十分な恩恵を与える方法を考えている。現在は、およそ2,500万人が、約600億ドルの受給を受けている。適用額は年毎に増加しており、特に1人親の受給が増加している。

○EITCは、勤労の程度と同居児童数に基づき、低所得者に対して適用される場所、不正受給について税務当局は、賃金と家庭状況という2つの傾向に注目している。特に家庭状況については、納税者は控除の申請にあたり自らが養育する児童数を申請するが、対象となる児童については半

年超の同居要件があったり、どの世帯主がどの児童を控除の対象とするかが明確でない等の問題があり、申請におけるコンプライアンス上の問題もあることから、所得税の計算において約 25% の過誤が生じている。そのため、EITC の改革についてはどの世帯主がどの児童を控除の対象とするかの状況を整理する必要がある。

- アメリカでは、要扶養児童家庭扶助（AFDC）に代表される福祉当局へのアクセスに対するスティグマがあった一方、税制には全ての者が納税者として関与し申告書を提出するため、税利益を受け取ってもスティグマを感じにくいところから、税制が一部福祉的な役割に統合された。また、アメリカには福祉給付よりも減税を好む傾向があることも、税制が利用される要因の一つである。
- EITC と児童税額控除（CTC）は自営業者にも適用があるが、自営業者と被用者の申告を比較すると、タックス・ギャップが存在する。これは、自営業者が現金を使用し、各種の情報報告書も作成しないためである。内国歳入庁がタックス・ギャップを毎年公表しているが、その額は約 4,000 億ドルで、全体のおよそ 15%にのぼっており、大統領は毎年の予算教書において、コンプライアンス向上のための数々の対策案を提出している。

### 【内国歳入庁】

- EITC は、1975 年に社会保障税負担を相殺する目的で導入された。当初は控除額最大 400 ドル、適用所得 8,000 ドルまでであり、適用者 620 万人、控除額 12.5 億ドルという規模であった。以降 40 年で EITC が拡大し、適格要件や家庭状況が複雑化した。当該制度により、毎年 500 万人超が貧困から脱している。EITC は中低所得者の勤労インセンティブとして機能しており、重要な社会保障として拡大した。
- 審査コストと過誤支給や不正受給の割合はトレードオフの関係にある。EITC の審査コストはネット控除額の 1%未満だが、過誤支給や不正受給の割合が高い。これは他の給付措置（行政コストが 20%程度と高い一方で過誤支給や不正受給の割合は低い）と大きく異なる特徴である。
- EITC の問題点は、申請適格な納税者の 20%が申請していない点と、過誤支給や不正受給（2015 年ベースで、24%、156 億ドルが不適切な支給）が多い点である。前者については、publication 等のガイドの提供や、無料の確定申告書作成の指導を進めている。後者については、過誤支給等の原因は、適格児童の誤申告、所得の誤申告、誤った申告区分の利用など様々であり、適格かどうかの判断は当局にも納税者にも難しい。そこで、過誤支給等防止のため、申告過程でのチェック、還付前の調査、資料のマッチング等を実施している。
- 不正な EITC 受給のペナルティには、納税者の場合 2~10 年間の EITC 利用停止、代行者の場合は代行の禁止等がある。
- CTC は 1997 年に適格児童 1 人あたり控除額 400 ドルで、還付のできない制度として立法された。2009 年に時限措置として適格児童 1 人あたり控除額 1,000 ドルで、低所得の家庭に対し還付可能な制度となり、2016 年に控除額が恒久化された。2015 年には 2,000 万人の納税者が 260 億ドル超の還付を受け、EITC とあわせて 1,000 万人が貧困から脱している。

### 【合同租税委員会】

- 低所得者対策として、労働者が課税年度末の申告を待たずに現在の給与で EITC を受け取ること

ができるという事前支払い制度 (advance payment option) の利用を議会は事業者に対して推奨している。しかし、労働者は当該制度を利用したがる、まとめた受取を希望するため、当該制度は還付可能額が引き上げられ、低所得者に対するベネフィットが大きくなっても、あまり一般的にはなっていない。

- 低所得者対策として、連邦政府は長期間、児童を扶養する世帯に対する、要扶養児童家庭扶助 (AFDC) プログラムを提供してきた。また、補助的栄養支援プログラム (旧フードスタンプ) は低所得者に対し家族の大きさに合わせて食物購入のための資金を提供する制度である。その他、住宅等でいくつもの連邦・州の補助金プログラムが存在している。このように、EITC 等の税制以外に渡ってもセーフティネットが 1960 年代以前から観念されているところであるが、いずれも対象が限定されており、連邦において包括的な公的扶助制度はないため、これに代わるものとして勤労所得税額控除及び児童税額控除が低所得者対策を行ってきた。EITC は 1970 年代に導入されたが、低所得者対策として連邦レベルで最も大きな所得保障プログラムとなった。
- 1997 年、議会は子供のいる家庭に対して経済的支援を行うとの目的で、CTC を立法。CTC は 2001 年、2009 年に拡充され、2015 年に恒久化されており、一定の所得要件下で還付可能である。
- 日本と同様、アメリカにおいても非伝統的な家族形態が増えており、CTC の申告が重複する等、多くの誤請求 (false claim) がある (全てが違法 (criminal) という訳ではなく、明らかな不正 (clear fraud) 事例と過失による混同 (confused) 事例が存在する。)。各給付措置のそれぞれの給付要件が異なることから、納税者にとって、正しく申告することは困難となっており、また当局側においても、過誤支給の問題が発生している。当局は、提出された申告書と事業主の報告した書類をマッチングすることでチェックを行っている。
- EITC は所得により逡増、逡減、消失があるほか、勤労所得のない者には適用されないといった点において、低所得労働者をターゲットとしていると言える。CTC は、それ自体は低所得者だけに対する控除ではなく、中所得者もターゲットとしている。そのため、CTC の逡減、消失する所得は、EITC よりも高い。また、EITC はもともと社会保障税の税負担軽減のために導入されたものであり、CTC は伝統的な中流家庭の税負担軽減策として導入されたものであるという違いがある。
- 低所得者対策としては、EITC のほかにも補助的栄養支援プログラム (SNAP) や州政府の所管する貧困家庭一時扶助制度 (TANF) 等が存在し、児童に関する支援では、CTC のほかにアメリカ教育機会税額控除 (AOTC)、学資補助金であるペル・グラントやローンプログラム等の教育費用等支援が存在している。

### 【議会スタッフ】

- 本年の大統領選については、各党の大統領指名候補者が概ね定まってきている状況にある。共和党のトランプ候補については、先例のないことで大変ユニークな人物である。トランプ候補は複雑なことを言わず、簡単なメッセージを伝えている。4 年前の大統領選にはいないようなタイプの人物であり、アメリカ人はある種のルーキーを求めているのだと考えている。トランプ候補は経済成長促進策の一環として法人税・所得税の引下げを主張しており、所得税は 0%~25% の 4 段階、法人税は最高税率を 15% に引き下げるとしている一方、民主党のヒラリー候補は富裕層への課税強化として、バフェット・ルール (年収 100 万ドル超の収入がある者に対して 30% の

ミニマム税を課す制度)の導入や高額所得に対する付加税の導入を主張している。

- 近年の大統領を振り返ると、大統領選が終わった直後に重要な税法を成立させることが多い。2017年にも同様のことが予想される。
- 次の大統領が行うであろう税制改革は、企業の海外への移転対策を含む、法人課税に関する国際課税が大きなトピックであると予想される。税制改革を求めてくる者は、単に減税を求めていることが多く、増税に理解を示すことはあまりない。
- 税込中立という概念は向こう10年間のスパンで判断するものとされているが、10年以上先の将来を評価するのは難しい。アメリカは高齢化に直面しており、社会保障費が徐々に増大するとの議論もある。

## (その他)

### 【財務省】

- かつては、配当に対して特別の低税率(15%)が適用となる等、当局は二重課税の解消に関心があつたが、現在では配当への課税に23.8%(20%+純投資所得税3.8%)の税率が適用される等、二重課税の解消にはあまり関心がない。
- 伝統的な法人が減少しており、代わりにパートナーシップ、パススルー事業や法人の組織形態をとらない組織体が増加している。

### 【合同租税委員会】

- アメリカの税制は、連邦レベルでの付加価値税が存在せず、所得課税中心の課税体系であり、連邦ベースで見ると直接税が全税収に占める割合が日本と比較して非常に高い。
- 連邦税の構成要素は大きい順に所得税、社会保障・メディケアに対する社会保障税、法人税となっている。付加価値税は連邦レベルでは存在しない。
- 先日、下院歳入委員会における公聴会のため、合同租税委員会において「Background On Cash-Flow And Consumption-Based Approaches To Taxation」を作成した。本レポートは連邦小売上税や事業税等の提案について委員が議論する機会を与える材料であると考えており、それ以上に委員会が特別の提案を承認したということではないと承知している。ただし、税制改革については様々な制度案が過去の例とともに議論されている。

### 【議会スタッフ】

- 消費課税に関しては、連邦レベルでの小売上税の構想を掲げる議員もいるが、反対する議員もあり、議論は定まらない。
- アメリカでは、日本の社会保障制度と異なり、広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しなかったことから、現在、オバマケアを実施しているが、共和党はオバマケアの廃止を主張しており、先行きは不透明。

### 【デロイト】

- アメリカにおいては寄附が一般的に行われている。寄附に関する税制については寄附金控除が存在するが、寄附金控除は項目別控除を選択する高所得者層しか使えない。それにも関わらず広く

寄附が行われていることから、アメリカにおいて寄附が一般的である傾向は、税制とは無関係と考えられる。

- 「法人成り」の問題については、法人税と個人事業主の課税のバランスを取るために S 法人が導入されている。これは一定の要件を満たす小規模事業者に対して構成員課税を認めるもの。S 法人制度は、単なる法的な組織形態の選択によって生じる税負担の相違を緩和し、税制が経済に歪みを生じさせることを防ぐための規定であり、S 法人の大部分の経済的実態は個人事業と異ならない。

## （２）所得税改革（諸控除の見直し）【財務省、合同租税委員会】

### （所得控除）

#### 【財務省】

- アメリカの所得税においては、人的控除の逡減・消失化を 86 年改革で行った。86 年改革では「公平、簡素、経済成長のための税制改革」を掲げており、86 年以前の 14 段階の税率構造と大きな差異を出さずに税率構造を 2 段階に簡素化するため、税率の累進構造を緩和しつつ高所得者には一定の負担を求めるために設けられたものである。
- 86 年改革当時は、一般論として、所得控除は担税力の減殺に対応するもの、税額控除はインセンティブを付与するものとして理論的にその役割が異なるとの考え方があったが、当時から、所得控除である寄附金控除が存在するなど、必ずしも担税力の減殺として説明できない所得控除も存在した。
- 現在では、こうした理論的な区別はあまり考えられておらず、低所得者であっても高所得者であっても税負担に与える影響が同額となる税額控除を、公平性及び税負担の累進性の確保の観点から活用すべきとの考え方になっている。
- 逡減・消失型所得控除は 86 年改革で導入され、15 年に渡り継続した。ブッシュ共和党政権の際、逡減・消失型所得控除は税制を複雑化しているとされ、2001 年経済成長・減税調整法で段階的な縮減が行われ、2010 年に一旦廃止となった。その後、オバマ民主党政権による時限措置の不延長により、2013 年から逡減・消失型所得控除が復活している。
- 1977 年から 1986 年において所得控除（概算控除）に代えて、税率構造にゼロ税率ブラケットを導入していた時期があった。ゼロ税率ブラケット（ZBA : Zero Bracket Amount）は所得再分配効果の向上を目的としたものではなく、「税制の簡素化」を図る目的で導入されたものである。具体的には、ゼロ税率ブラケットを創設した上で、既存の各税率のブラケットをゼロ税率ブラケットの額の分だけ、増加（スライド）させたものであり、所得控除の効果を代替するものであった。

#### 【合同租税委員会】

- アメリカでは「ゼロ税率ブラケット（ZBA）」が概算控除に代えて導入されていた。なおゼロ税率ブラケットの下では、家族の大きさといった事情については人的控除によって対応することが期待されていた。
- 人的控除（所得控除）の税額控除化については、児童税額控除導入の際に議会で議論されたことがあるものの、現在でも人的控除（所得控除）と税額控除が併存しており、複雑な制度となっている。

いる点は否めない。

### (3) 所得税改革(私的年金や金融所得に係る税制のあり方)【財務省、内国歳入庁、 合同租税委員会、労働省、デロイト】

(私的年金等について)

#### 【財務省】

- アメリカの老後所得保障制度は、大きく①公的年金(OASDI)、②企業年金(401k)、③個人年金(IRA)の3つで構成されている(三本脚の椅子、three-legged stool)。①公的年金は、退職した労働者とその扶養家族のために、基本的なサポートを提供する所得保障制度である。②企業年金は、公的年金に上乘せされるものとして、従来より存在。③個人年金は、企業年金による保障のない労働者に対しても、退職後の所得保障のために給与の一部を課税繰延で貯蓄する機会を提供する目的で1974年に創設された。
- 401kやIRAのメインターゲットは、十分な退職資産形成が進んでいない個人であり、公的年金のみでは老後の生活を支えるのに十分でないことから、自助努力による資産形成を促進する目的で制度が導入されている。
- 年金の構造については、老齢・遺族・障害年金(OASDI)が1階建て部分である。OASDIは私的年金と異なり政府の提供する公的な社会保障プランであり、収入のあるほとんど全ての労働者に提供される。退職後、生涯を通じ、支払った社会保障税額に応じて一定程度の給付が自動的になされる。
- 私的年金は、2階(401k等の事業主拠出の企業年金)、3階建て部分(IRA等の個人年金)に相当する。2階建て部分の企業年金の目的は、年金加入者を平等に扱うという不当差別禁止規則(non-discrimination rule)の下で、退職後の貯蓄のため、簡素で税制上の優遇がある方法を提供することにある。他方で、3階建て部分の個人年金は、企業年金が提供されない被用者の場合や自営業者である場合等(企業年金がカバーしているのは労働人口の3分の2程度)に拠出される。
- TEE型、EET型の両制度が併存している理由は、年金貯蓄者に、将来の税率について多様な選択肢を与えるためである。将来の収入が上がり、高い税率ブラケットが適用されると考える者もいれば、将来の収入が下がり、低い税率ブラケットが適用されると考える者もいるため、貯蓄を始める段階で彼らにリスクヘッジのためある程度の選択肢を与えることとした。TEE型、EET型のどちらを利用するかは納税者の便宜で選択可能である。従前から存在するTraditional IRAはEET型であったが、もう1つの選択肢としてロス上院財政委員長(当時)がTEE型であるRoth IRAを創設。Roth IRAは、現在収入の低い者が将来収入が上がることを期待して、将来的に高い税率ブラケットが適用されることを避けるために利用する。TEE型とEET型のどちらを利用するかは納税者の便宜で選択可能である。他方、議会は歳入を10年単位で評価しており、政府としてはTraditional IRA(EET型)からRoth IRA(TEE型)への乗換えを認めることで足下での税収を増加させることにつながり得ることも狙っていた。
- ある程度の収入があればIRAを利用できるが、実際に利用する世帯は30%~40%程度となっている。また、貯蓄を行う余裕のない低所得者層には税制優遇の恩恵が十分に及ばないことについて

てはかねてから問題視されていた。個人年金の利用には情報、取引コスト、意思決定等が必要となるところ、財務省はこれまでに個人年金を利用したことの無い者に貯蓄を始める機会と習慣を提供することを目的に、2015年にmyRAを導入した。myRAでは、元本割れする不安を解消するため、連邦債のみで運用を行い、引出制限を設けないこととし、利用者保護を図っている。また、財務省の口座に利用者自らが拠出することもできるし、事業主に貸金から口座へ直接拠出するよう依頼することもできるなど、口座へのアクセスを容易にしている。所得税の還付もこれらの口座で受け取ることができる。myRAは15,000ドル超で通常のRoth IRAへ移管（ロールオーバー）する。その効果については、導入後間もないため現在検証しているところである。myRAは時限措置ではなく今後も存続する方向である。

- 401k等の年金制度により、どの程度の追加的なネットの貯蓄が実際に生じたかはデータ上明らかでないものの、それぞれのプランのグロスの貯蓄はIRAが約7兆ドル、401kが約4~5兆ドル、DB型年金が約4兆ドルである。
- どのプランにも加入していない者に手をさしのべることも必要。そのための対策として、低所得者も含めた401kの自動加入制度がある。新規の被用者は、401kに加入しない旨の意思表示を行わない限り、自動的に給与から天引きで401kへの拠出が行われる。

#### 【内国歳入庁】

- 税務当局においては、401kで要求される年次の申告により、加入者や給与等の情報収集を行っている。特に、年金プランの関与当局には内国歳入庁のほか、年金法を管轄する労働省、年金給付保証公社（PBGC）があり、各機関は年次で情報を収集し、密に情報交換を行っている。
- 内国歳入庁は、年金プランを提供する際に当局に提出された書類内容に問題があった場合、制度を修正させるプログラムを提供している。当該プログラムは一般的なものであり、特に弁護士や金融機関等が利用している。このプログラムにおいては、不適切なプランニングは否認することができるが、プログラムの主眼は法令に明るくない雇用主や納税者を支援保護することにある。
- また、内国歳入庁が調査を行い、年金プランに税務上の恩恵を受けるための要件を満たさないような重大な誤りが見つかった場合でも、自らこれを是正すれば、プランの瑕疵を治癒することができるシステム（Employee Plans Compliance Resolution System（EPCRS））を提供している。これは、弁護士らが自らの組成したタックスプランを見直すインセンティブとして機能している。
- EET型のIRAと、TEE型のRoth IRAのどちらが納税者にとって有利かは、各納税者の老後の所得水準等様々な要因によるため、納税者毎に異なる。
- 2015年に、新たな制度（myRA）がスタートした。これは、所得が極めて低く、その他の税制優遇される個人年金にアクセスできない個人のための制度であり、財務省への払込により連邦債のみを運用するもの。制度の目的は、これまで貯蓄をしたことの無い者をトレーニングし、貯蓄の習慣をつけさせることである。myRAへの拠出は控除可能であり、通常のIRAへロールオーバーが可能である。新しい制度のため401k等と違って知名度は低く、現状での加入者は非常に少ない。
- Traditional IRA、Roth IRAのどちらにも拠出は可能であるが、同じ年にどちらにも拠出することは少なく、Traditional IRAからRoth IRAにロールオーバーするパターンが多いように感じている。なお、Traditional IRA及びRoth IRAは一定額以下の所得の者のみ利用でき、一定額

以上の高所得者は利用できないようになっている。

### 【合同租税委員会】

- 401k や IRA の最も大きな問題は、ほとんどが中高所得者に対する税制優遇措置となっている点である。従って、当局は低所得者に対してより貯蓄を奨励するための方法を常に模索しており、低所得者に対する税額控除 (saver's credit) を導入した。saver's credit は低所得者向けの税額控除であり、費用的にもあまり大きなプログラムではない。
- 小規模事業者にとっては年金制度を設立・維持する経費の負担が大きく、大企業と比較してより各種の年金制度・退職制度・従業員給付制度に問題を抱えているという分析もある。中小企業による年金制度の設立を促進するものとして、小規模事業者向けの税額控除 (Credit for Small Employer Pension Plan Startup Costs) が存在。
- 低所得者に対する公的年金の支給額はおよそ賃金の 90% であり、退職前後でほぼ変わらないキャッシュフローを維持できる。

### 【労働省】

- 労働省は、私的年金、従業員福祉制度等を所管しており、約 70 万件の私的年金、約 250 万件の事業者拠出健康保険等を管理している。
- アメリカでは、年金は 66 歳より支給される。1983 年に公的社会保障制度に関する改正があり、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることとなっている。定年退職は、レーガン政権時に廃止された。
- 支給開始年齢以降も働き続ける場合、受給には所得調査があるため、正規労働者のなかには公的年金を受け取れない者もいる。退職後の受給額は、通常退職年齢を基準に年齢が高い場合には増額、低い場合には減額される。最も早く繰上受給ができる年齢は 62 歳である。2011 年から 2021 年にかけて、ベビーブーマー世代が大量退職期に入る。現在の年金の支給開始年齢は 66 歳であり、2027 年までに 67 歳に引き上げられる予定。
- 近年、年金の形式が DB 型から DC 型に移行してきている。労働省としては、事業主から被用者に対してプラン利用を奨励するよう、強く求めているところである。しかし、従業員は生涯に必要なとする収入について理解していないため、このような貯蓄の奨励は非常に難しい。
- 一時金を受け取った場合、高齢者は IRA 等の個人年金に、若者は消費に回す傾向がある。若者の消費性向の高さは経済の押上げには有益だが、貯蓄に回っていない点は問題である。
- 401k に積み立てた年金資産は、被用者の退職を事由として、早期引出に係る 10% のペナルティタックスを納付することなく積立資産を引き出すこともできる (引出制限と引換えに課税の繰延べが認められていることから、早期引出の場合、ペナルティタックスを納付する必要がある。ただし、被用者の退職を事由とした早期引出であれば、ペナルティタックスの納付を回避できるというもの)。そのため、退職した際に早期引出を行い、この資金を元手に住宅取得等を行った後に再就職すれば、ペナルティタックスの課税を回避しつつ、運用益への課税の繰延べのメリットを享受することができる上、銀行借入を返済することで支払利子を圧縮することも可能となる。そういったことは高所得者ほどメリットが大きいことから、高所得者優遇になっているとして問

題視されている。

- 401k プランは主に大企業向けのプランであり、401k プランを利用している中小企業は少ない。
- myRA については、非常に良い制度だと考えている。所得が非常に少ない者は IRA 等には拠出できず、公的年金に頼ることになるため、myRA により、低所得者により貯蓄のインセンティブを与えることが重要である。

### 【デロイト】

- アメリカにおいては所得税が大きな税源であり、現金・給与・FRINGE BENEFIT・退職給付等、収入の種類によらず、被用者に課税が発生する。
- 多数の被用者を抱える事業主の多くは 401k を提供しており、これらのプランの多くは被用者に、利用可能な投資先から自ら投資の組み合わせを選択させている。投資先は、小規模事業者の場合にはいくつかの投資信託から、より大きな事業主になると数千の投資先から選択可能となっていることが多い。
- 401k や IRA の非課税拠出限度額については、2000 年代以降、50 歳以上の加入者に認められるキャッチアップ拠出（拠出限度額の増額）の導入や、401k における被用者拠出枠の増額などにより、大幅に引き上げられてきている。キャッチアップ拠出は、50 歳以上の者については、扶養子女の養育費等がかからなくなり、支出が少なくなることでより多くの貯蓄が可能となりうる、との考えから設けられている制度である。
- 401k で最も一般的な事業主拠出方法はマッチング拠出であり、被用者拠出額の一定割合を拠出するもの。またもう 1 つの方法として、被用者が拠出するか否かに関わらず、事業主の利益の一定割合などを任意で被用者の口座に拠出する、利益分配拠出がある。
- DB 型プランについては事業主拠出が控除可能であるものの、事業主は DB 型プランの要件を満たす水準で拠出をしなければならず、かつて DB 型プランを有していた多くの事業主が、徐々に DB 型プランから脱するようになってきている。
- 401k 等の退職給付のためのプランは、税務上の利益を得るために、非常に複雑な税法上の基準を満たす必要があり、これを満たせないと非適格のプランとなってしまう。ただし、内国歳入庁は、基準を満たしていない場合に単に課税を行うのではなく、多くの事業主にプランを実施してもらう観点から、税務上の利益を得られる適格プランとして運用できるようにするためのサポートを実施している。
- 中小企業が 401k を提供するコストの問題に対しては、相互に関連のない複数の企業が共同で年金制度等を提供する複数雇用主制度（multiemployer plan）の利用を進めていくことが考えられる。

## （４）国際課税（BEPS）【財務省、内国歳入庁、合同租税委員会】

（全般）

### 【財務省】

- OECD/G20 による BEPS プロジェクトについては、多国籍企業グループによる BEPS に対して参加国が協調して対応するものであり、取組は評価できるが、一方で議論の長引くある種の対立論点

については、必ずしもコンセンサスを得る必要があるかどうかは考える必要があるのではないか。

### (行動 3、行動 4)

#### 【財務省】

- 通常収益を測る方法は多く存在するが、我々はアセットベースで、国債等のリスクフリーな利率を用いて計算する。リスクフリーな利率は論証なしにしばしば用いられるが、これを用いることについては正しいものと考えている。
- 超過利潤アプローチについて議論するには、全世界課税の文脈でリスクフリーな利率に基づく通常収益や外国子会社合算税制（CFC 税制）の適用状況等を踏まえて議論する必要があり、属地主義課税を採用する国の文脈でこれらの議論を行うことは困難が伴うのではないか。
- 超過利潤アプローチについては、ライアン前下院歳入委員長が通常収益の利率が非常に高い超過収益モデルを提案したほか、共和党と民主党の各党でそのアプローチが議論されている。
- CFC 税制では、海外で製品を製造した場合、実体のある企業活動に係る収入として、その収入は CFC 税制の適用対象とならない。従って、例えばある法人がアイルランド等で製品を製造すれば、その国で製造活動を行っている以上、濫用的とされることなく収益をアメリカから当該国にシフトすることができ、その結果、利益の移転が生じる。税務当局はこのような状況に対して、何が製造にあたるかにつき判断困難なケースに直面している。様々な要因から判断することになるが、当該国が低税率であることや、当該法人が経年で超過収益を稼得していることは、利益移転行動を行っていることの適切な指標となると考えている。
- 将来的な CFC 税制については、通常収益の利率をどうするか、及びミニマム・タックスの税率（予算教書においては 19%を提案）をどうするか、の 2 点が重要な指針となる。
- 現行の CFC 税制は、当該国で何も事業を行っていないといった明らかな濫用的行動を監視しているのみである。超過利潤アプローチは CFC 税制を根本的に変えるものではなく、CFC 税制を補強するものである。
- BEPS プロジェクトの勧告を導入する際の国内法対応としては、CFC 税制のほか、利子控除制限ルールもある。ミニマム・タックスや Earning Stripping Rule の強化は大統領予算教書の Green Book（財務省により公表される歳入関連提案）に引き続き掲載されている。しかし、本年は大統領選挙の年であり、大きな税制改正は難しい。

#### 【合同租税委員会】

- 全世界課税からの移行については、共和党は属地主義課税のアプローチに関心を示している一方、政府内においてはミニマム・タックスの導入が検討されている。

### (行動 12)

#### 【財務省】

- 義務的開示制度については、内国歳入庁が大量の報告書の管理に苦労していると承知している。

#### 【内国歳入庁】

- アメリカは「報告義務のある取引（reportable transactions）」の開示制度が存在している。開

- 示制度は租税回避・租税濫用の可能性がある取引を特定するツールであり、reportable transactions による開示は、連邦税法上の利益が認められるかどうかに影響されない。
- 納税者のほか、material adviser（報告義務のある取引等に関して、重要な支援等を提供する者で、一定額以上の収入を得ている者）にも報告義務が課せられる。
  - 報告義務のある取引は、指定取引、潜在的に租税回避の可能性がある取引（TOI）等の5つのカテゴリーに分けられる。
  - 指定取引とは、IRS が租税回避を目的としたものとして判断し公表している取引であり、これと実質的に類似の取引も対象となる。現在34項目が指定されている（Notice2009-59に続き、2015年にNotice2015-47を公表）。
  - 潜在的に租税回避の可能性がある取引とは、内国歳入庁及び財務省が、濫用的租税回避または脱税の可能性ありとの認識を持っているものの、それを断定するための情報が十分でない取引で、Notice2009-55において4種類の取引が公表されている（2015年にNotice2015-48を公表）。これと同一もしくは実質的に類似の取引も潜在的に租税回避の可能性がある取引と認定されうる。
  - 報告様式が自由であることから、開示の量や質に差が生じてしまう点が問題であるが、租税回避の抑制に一定の効果을あげていると考えている。

## **カナダ**【財務省、歳入庁、議会予算局、カンファレンス・ボード・オブ・カナダ】

### (1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題【財務省、歳入庁、議会予算局、カンファレンス・ボード・オブ・カナダ】

#### (包括的税制改革)

##### 【財務省】

- カナダでは、1987年に包括的な税制改革を行うこととし、「より低税率でより公平な税制」を提案。個人所得税改革の結果、経済的不平等は一定程度是正され、所得再分配機能は強化されたほか、租税特別措置の縮減・廃止等に伴い、水平的公平性も高まった。公平性確保以外の個人所得税改革の理由は、以下の2点。1つは、マクロ経済状況や税収について1980年代のカナダは他国と同様に、税収の安定性を追求する必要があったこと。もう1つは、交易条件の公平性である。アメリカとの自由貿易がカナダの産業にとってプレッシャーとなった。より安定的で柔軟な税収の確保と経済の競争力の向上が重要な要素であった。
- カナダの包括的な税制改革には2段階あり、第1段階が個人所得税と法人税の見直しである。個人所得税では公平性の向上、法人税では競争力の向上が図られ、個人所得税では、所得控除の税額控除化（最低税率からの所得控除と類似の効果）という重要な変更を行った。法人税では、35あった控除が7にまとめられた。第2段階が、1991年の連邦付加価値税（GST）の導入であり、サービスにも課税することにより課税ベースが拡大した。

#### (現在の課題)

##### 【財務省】

- 付加価値税の低所得者対策として、所得税法の枠組みの中で、GST クレジット（給付措置）を導入しているが、これは1991年に製造者売上税からGSTへ移行する際に、課税ベースの拡大とセットで導入したものである。
- 給付付き税額控除では、歳入庁が給付もあわせて執行しており、保健省等が担当しているわけではないが、税と社会保障の管轄の分担について問題とはなっていない。

##### 【歳入庁】

- カナダにおいて、GST クレジットの不正受給は大きな問題とはなっていないが、その理由の一つに、確定申告時期と給付時期との間に所得情報等を当局が確認するための十分な時間を確保できること等が挙げられる。

##### 【議会予算局】

- 低所得者への対策に関し、カナダでは連邦憲法により社会保障制度は州政府の所管とされており、公的扶助の実施は州ごとに行われている。一方で、連邦政府では税制面における低所得者への対策として、勤労所得手当（給付付き税額控除）による所得へのサポートが行われている。勤労所得手当は、生活保護を受けている低所得者が、就労の際に給付の減少等によりかえって手取り収入が減少する問題を解決し、就労インセンティブを促進するために、2007年に導入された。

## 【カンファレンス・ボード・オブ・カナダ】

- この 10 年間、政府は税額控除を導入してきたが、これは経済学的分析に基づくものではなく、利益団体のための政治的なものであり、スポーツや芸術などに対する税制優遇措置がある。
- トルドー現自由党政権は、ハーパー前保守党政権の行った改革は富裕層優遇であると批判し、中間層に恩恵を及ぼすために上位 1%の富裕層に負担を求める税制改正（個人所得税の最高税率の 29%から 33%への引上げ等）を提案しており、現在審議がされている。トルドー現自由党政権の方向性は、低所得者に更なる恩恵を与えるというものであり、その財源として、スポーツ等の税額控除の廃止分等を活用するつもりである。また、連邦制の下で、州同士がビジネスを呼び込む競争を行っている。

## （その他）

### 【財務省】

- カナダの連邦法人税率は、15%であり、連邦個人所得税の最高税率である 29%よりも低い。また、小規模企業に対する法人税率は、11%である。法人と個人の税率には差があるものの、自営業者がどのような事業形態をとっても、最終的な税負担が変わらないようにしている。カナダでは個人事業主等が法人となった場合、小規模企業に対する法人税率を利用できない Personal Service Business (PSB) という形態として扱われるが、PSB は個人所得税の最高税率が課される。個人株主段階で配当所得に課される所得税について、二重課税の排除の観点から、法人税との負担調整が行われているため、日本の「法人成り」のようなメリットは生じない。

### 【議会予算局】

- GST の課税ベースを広げるべきという議論が長年あるが、カナダはゼロ税率や非課税のものが多い。
- 近年、法人税と GST の徴収を連邦と州で一本化した。なお、個人所得税は既に一本化されていた。

## （2）所得税改革（諸控除の見直し）【財務省】

### 【財務省】

- カナダにおいては、所得控除について、「累進課税の下では高額所得者に有利な制度となる」との批判があったため、人的控除（所得控除）の税額控除化を 87 年改革で行った。
- カナダの人的控除は、1987 年の導入時に、所得控除からの移行前後で低中所得者層の税負担が増加しないような所得の額が設定され、この額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。このような制度変更によって、垂直的公平性が高まり、所得再分配機能が向上した。また、人的控除の税額控除化については現在においても適切に機能しており、これまでのところ改正すべきとの議論にはなっていない。
- 所得に係る必要経費（投資所得、事業所得、勤労所得等に係る必要経費）については、税額控除化されず、所得計算上の控除のまま維持された。

### (3) 所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方）【財務省、歳入庁、議会予算局】

(私的年金等について)

#### 【財務省】

- カナダの老後所得保障制度は、大きく①税方式の公的年金である OAS、②社会保険方式の公的年金である CPP、③企業年金 (RPP) 及び個人年金 (RRSP) の 3 本柱となっている。公的年金は、OAS が最低限の生活を確保するもの、CPP が生活の安定を図るもの、企業年金・個人年金は個人の自助努力による資産形成を促進することで老後の生活を経済的に充実させるものといった役割をそれぞれ担っている。
- 公的年金の OAS と CPP は、低中所得者にとって、老後の重要な所得代替手段となっている。所得代替率は、最も所得の低い層については、100%超、所得が 20,000 カナダドルの者は 90%程度、平均所得の者は 40%程度となっている。中高所得者にとっては、十分な所得代替率を得るために、貯蓄が必要となる。所得が 60,000 カナダドルから 135,000 カナダドルの者にとっては、35 年のキャリアの後に 70%の所得代替率を得たい場合、収入の 10%~15%を貯蓄する必要があり、中高所得者の RPP と RRSP への加入率は高くなっている。
- RPP と RRSP の拠出額と給付額の上限は、35 年を超えるキャリアがあるほとんどのカナダ人中高所得者が、退職前所得の 70%を得るために、十分な貯蓄ができるように設定されている。退職前所得の 70%は、退職後に生活レベルを維持するために、一般に十分だとみなされている額である。RRSP と確定拠出 (DC) 型 RPP への拠出額は、特定の額 (2016 年はそれぞれ 25,370 カナダドルと 26,010 カナダドル) を上限に、前年所得の 18%までと制限されており、これは確定給付 (DB) 型 RPP の給付限度額との公平性を考慮した額になっている。
- 非課税貯蓄口座 (TFSA) は、税制優遇のある貯蓄口座であり、18 歳以上のカナダ居住者であれば利用可能である。拠出限度額は、年間 10,000 カナダドルである。未使用の TFSA の拠出可能額は、繰越・繰戻が可能である。TFSA への拠出額は所得控除できないが、運用益と給付は非課税 (TFE 型) である。TFSA は給付時非課税 (勤労所得等がある場合でも給付時の適用税率を考慮せずいつでも引き出せる) であるため、退職後の備えとしての貯蓄のみではなく、短期的・一般的な目的でも用いられる。
- RRSP においては、1991 年の所得税法改正により、①RPP と RRSP の拠出限度額を統合する、②使い残した拠出枠の繰越 (無期限) を認める、③拠出限度額を物価水準に応じてスライドさせる、といった変更が実施された。この背景には、働き方 (自営業者と被用者) や年金プラン (DB 型と DC 型) によって、税制優遇措置に差があったこと等があげられる。

#### 【歳入庁】

- 財務省は、RPP、RRSP、TFSA に適用される法律を管轄しており、歳入庁は、その執行を行っている。また、歳入庁は、CPP の保険料の徴収も行っている。雇用・労働力開発省は、OAS、CPP の執行を行っている。
- DC 型 RPP が民間部門で一般的である一方、DB 型 RPP は、公的部門でより一般的である。企業年金全体で見ると、加入率は民間部門の労働者の 40%未満である。
- DB 型 RPP では、定額の給付を実現するため、近年拠出額が増加している。制度上は、被用者の

拠出額は給与の9%を超えないこととなっているが、長期的に必要な給付額の50%に相当する額を確保できていない場合には、この上限が適用されないこととなっており、そうしたケースが増えているように見られる。

- RRSP の拠出限度額は毎年インデクセーションで増額されるが、この増額は高所得者にしか恩恵がないのではないかという指摘もある。金融市場の悪化が給付額の減少につながっており、退職所得の水準に悪影響を与えている。
- TFSA は 2009 年 1 月に導入された。18 歳以上のカナダ居住者が利用可能であり、導入以降、利用者は順調に増加し、2013 年の利用者は約 1,071 万人となっている。TFSA への年間拠出限度額は 10,000 カナダドルだが、これは RPP や RRSP への拠出限度額とは別枠となっている。
- RPP については、年金制度管理者の自己開示や当局による検査によって拠出の適正性を確認する。歳入庁は超過拠出が見つかった RPP の登録を無効とすることができるが、実際にはほとんど行わず、超過拠出分を拠出者に返還するのみである。RRSP については、歳入庁は超過拠出分に対して毎月 1%のペナルティタックスをかけることができるが、この税を撤回する権限も歳入庁には与えられている。拠出者が超過拠出分を引き出すことに同意した場合、歳入庁はこの税を撤回することが多い。
- TFSA については、すべての取引は電子的に行われ、また、拠出者は歳入庁に年次で取引の情報を提供するため、歳入庁はコンピューターシステム上で拠出の適正性を確認する。歳入庁は超過拠出分に対して毎月 1%のペナルティタックスをかけることができる。

#### 【議会予算局】

- RRSP や TFSA の拠出枠を使い切れるのは高所得者層だけであることや、TFSA を例にとると限界税率の高い高所得者層ほど給付時非課税による税負担軽減効果が大きいため、高所得者層優遇との指摘がなされている。このような指摘を受け、2015 年に与党となったトルドー自由党政権の下で、TFSA の年間拠出限度額の縮減（10,000 カナダドル→5,500 カナダドル）が提案されている。また、RRSP は 71 歳までに全て引き出す必要があり、これにより課税を永久に先送りすることに制限を課している。

#### （金融所得について）

#### 【財務省】

- カナダにおいては、金融所得にも総合課税・累進税率が適用されている（なお、キャピタルゲインについては、その額の 50%のみを課税所得に算入（実質的に税率は 2 分の 1）。）が、実際には、（金融所得が生じてそれを拠出すれば非課税となる）EET 型の RRSP に加えて、TEE 型の TFSA があり、こうした税制優遇が大きいため、実質的に金融所得に係る税負担が軽減されている。こうした背景もあり、金融所得に対する分離課税の導入を特に検討していない。ただし、2015 年に発足したトルドー自由党政権の下で、TFSA の年間拠出限度額の縮減（10,000 カナダドル→5,500 カナダドル）が提案されている。

#### **(4) 国際課税 (BEPS) 【財務省】**

**(全般)**

##### **【財務省】**

○カナダの国際課税システムの統一性を向上させるため、政府は 2016 年度予算案 (Budget) における BEPS 関連の取組として、大規模多国籍企業に国別報告書を提出させることにより、移転価格の文書化を促進するための新しい法案の提示を行った。さらに、カナダ政府は、BEPS プロジェクトのその他の勧告に基づく取組を行っている。歳入庁は、見直された多国籍企業の移転価格ガイドラインの適用を行ったが、これは独立企業原則 (ALP) の適用を拡大するものである。また、カナダは多国間枠組を発展させるための国際的な取組へ積極的に参加しており、これにより、租税条約の濫用を含む、条約に関連した BEPS プロジェクトの勧告の実行が進む見込みである。その他、歳入庁は、他の租税管轄圏との自動的情報交換に着手する。

**(行動 8-10)**

##### **【財務省】**

○移転価格ガイドラインについては、①低付加価値サービスに関する簡素化アプローチの提案と、②(「キャッシュボックス」と呼ばれる) 資金提供のみ行う機能がほとんどない事業体に関するリスクフリーの利益率や適切なリスクの利益率の定義の明確化、という 2 つの分野において、歳入庁はまだ行政上の慣行を移転価格ガイドラインに適合したものにしていない。カナダは、OECD における見直し作業が終わった後、上記の 2 つの分野における見直しに取り組むことに決めている。

**(行動 13)**

##### **【財務省】**

○カナダは 2016 年度予算案において、BEPS プロジェクトの勧告に沿って国別報告書の提出に関する提示を行った。この施策は、グループの総収入が年間 7 億 5,000 万ユーロ (約 10 億カナダドル) 以上の多国籍企業にのみ適用される。そのような多国籍企業の最終的な親会社がカナダ国内法人である場合、歳入庁に国別報告書を提出することが求められる。国別報告書の交換は 2018 年 6 月から開始する。

**(行動 15)**

##### **【財務省】**

○2016 年度予算案において、政府は租税条約の濫用に関する OECD における合意に沿った対応をするとのコミットメントを確認した。最近、カナダは条約特典制限条項を採用した条約や、限定的主要目的テストを採用した条約を結んでいる。カナダは、多数国間協定の策定のための国際的な取組に積極的に参加しており、これにより、租税条約の濫用を含む、条約に関連した BEPS プロジェクトの勧告の実行を進めていく予定。